

第1回 橘処理センター整備事業に係るごみ焼却方式選定特別部会 議事概要

【開催概要】

開催日時：平成23年11月11日（金） 15時30分～17時10分

開催場所：明治安田生命ビル 2階 第4会議室

【出席者】

〔委員〕

行政委員 5名

〔アドバイザー〕

学識経験者 2名

市民 2名

〔事務局〕

5名

〔傍聴者〕

3名

【次第】

- 1 開会
- 2 橘処理センター整備事業に係るごみ焼却方式選定特別部会設置要領の確認
- 3 全体スケジュール及び検討事項について
- 4 ごみ処理方式の選定について
- 5 その他

【議事概要】

- 橘処理センター整備事業に係るごみ焼却方式選定特別部会設置要領の確認

（アドバイザー）

特別部会の役割と権限を明確にしてほしい。

（事務局）

特別部会は「橘処理センター整備事業に係る基本計画検討委員会」の下部組織として位置付けている。特別部会では、ごみ処理方式選定の検討を行い、複数のごみ処理方式について優先順位を付けることを目的としている。基本計画検討委員会ではその検討結果を尊重し、基本計画策定の手続を進めていく。

学識経験者及び市民の肩書きはアドバイザーであるが、発言、意見、協議等は部会員と同等と考えている。

(アドバイザー)

特別部会に市民が参加する目的は。

(事務局)

ごみ処理方式決定の責任は、最終的には行政である一方、検討する過程で、学識経験者と市民から意見等をいただくことで、より良い議論ができるものと考えている。

【全体スケジュール及び検討事項について】

(アドバイザー)

市民の立場としては、安全性、環境保全が最も重要であり、専門家の意見だけでなく、市民の意見も入れて判断することが必要である。市民が重要と考える部分の確認を取り、市民が納得した上で選定してほしい。また、出席者一人ひとりの選定に対する考え方を確認し、出席者の共通認識の下、選定基準の明確化を図ってほしい。

(事務局)

安全、安心は最重要なことと認識している。特別部会では、どのようなことに重点を置き、ごみ処理方式を選定していくかについても議論し、その中で出席者一人ひとりの選定に対する考え方も確認していく。

(アドバイザー)

本検討部会の予定開催回数（3回）で結論が出ない場合は、議論の進行状況により回数を増やす必要性を認識してほしい。

(事務局)

予定開催回数はあくまで目安であり、議論の進行状況により回数を増やすこともある。

【ごみ焼却処理方式の選定について】

(アドバイザー)

ごみ処理施設を選定するにあたっては、川崎市の計画を示す資料が必要である。

(事務局)

第2回特別部会の冒頭で、3処理センター体制への移行やプラスチック製容器包装分別収集の全市展開など、川崎市の取組についての資料を提示し説明する。その上で、改めて議論をお願いしたい。

(アドバイザー)

ごみ処理方式の選定では、一般廃棄物の最終処分場を確保しているどうか大きなポイントであり、一般廃棄物の最終処分場を確保できない自治体が、熔融方式を選択するのが一般的な事例である。川崎市の最終処分場の残余年数はどの程度か。

(事務局)

概ね平成60年度までを見込んでいる。

(アドバイザー)

灰熔融炉は、燃料式と電気式に区分されるが、灰熔融炉を整備する場合、地球温暖化防止の

観点から、熔融熱に燃料を使用し CO₂ 発生量の多い燃料式ではなく、ごみ発電による電力を利用した電気式の方が望ましい。

また、流動床式焼却炉及びキルン式のガス化熔融炉は、近年の導入実績等を踏まえ、第1回特別部会選定（案）について再検討する必要がある。

（事務局）

再検討を実施し、第2回の検討委員会において提示する。

（アドバイザー）

熔融スラグはどのようなものに利用されているのか。

（事務局）

アスファルト等の土木路盤材、土木資材に使われている。

（アドバイザー）

天然資材に熔融スラグを10%～15%程度混合している。

（アドバイザー）

ごみ処理方式を選定するにあたり、排ガス処理に関する資料も必要ではないか。

（アドバイザー）

排ガスについては、どのごみ処理方式においても、後段に設置する排ガス処理設備において処理を行うため、煙突からの排ガス濃度とごみ処理方式との関連性は少ない。

また、排ガス基準値やごみ質等については、プラントメーカーへヒアリングを実施するにあたり提示するので、第2回特別部会の資料として確認できると考えている。

（アドバイザー）

排ガス基準値は、最も関心のある部分であり、既存よりも厳しくすることを希望する。

（アドバイザー）

プラントメーカーへのヒアリングについては、調査内容十分検討し、調査期間を十分調整する必要がある。

（事務局）

そのように進めていく。

【その他】

（アドバイザー）

特別部会の討議内容の音声記録、議事録を全て残し、公開するとともに、傍聴と質疑を市民の方々にも認めてほしい。

（事務局）

議事録については、出席者の確認を取った後、公開する予定である。また、発言時の音声は、本人も意図しない捉われ方をする恐れがあるので、録音等は控えることを願います。